

# 設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 氷見ふるさとエネルギー太陽光金沢医科大学氷見市民病院発電設備設置設計委託業務
2. 計画施設概要

|                           |                                            |            |            |      |
|---------------------------|--------------------------------------------|------------|------------|------|
| 業務名称                      | 氷見ふるさとエネルギー太陽光<br>金沢医科大学氷見市民病院発電設備設置設計委託業務 |            |            |      |
| 施設場所                      | 氷見市 鞍川 地内                                  |            |            |      |
| 施設概要                      | 用 途                                        | 構 造        | 延べ面積       | 敷地面積 |
|                           | —                                          | —          | —          | —    |
| 設計期間                      | 契約日の翌日 ～ 令和7年7月11日                         |            |            |      |
| 「総合耐震計画基準」による<br>耐震安全性の分類 | 構造体                                        | 建築非構造部材    | 建築設備       |      |
|                           | ・Ⅰ類<br>・Ⅱ類<br>・Ⅲ類                          | ・A類<br>・B類 | ・甲類<br>・乙類 |      |
| 設計と条件等                    | 氷見ふるさとエネルギー太陽光<br>金沢医科大学氷見市民病院発電設備設置設計委託業務 |            |            |      |

## II 業務仕様

特記仕様に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

### 2. 管理技術者の資格要件

(1) 建築士法第3条から第3条の3で定める、当該業務を行うために必要な資格は次のいずれかによる。

- ・一級建築士           ・一級建築士または二級建築士
- ・一級建築士、二級建築士または木造建築士

○資格要求なし

(2) 管理技術者の資格要件は次のいずれかによる。

○建築設計業務に関して13年以上の実務経験を有する一級建築士

- ・一級建築士           ・一級建築士または二級建築士
- ・一級建築士、二級建築士または木造建築士
- ・建築設備士           ・実務経験が10年以上

(3) 担当主任技術者等の資格要件は次による。

・(3-1)建築（意匠）担当主任技術者

- ・建築設計に関して8年以上の実務経験を有する一級建築士又は二級建築士
- ・一級建築士   ・二級建築士   ・木造建築士   ・実務経験8年以上

・(3-2)構造担当主任技術者（次のいずれか）

- ・建築設計に関して8年以上の実務経験を有する一級建築士又は二級建築士
- ・一級建築士   ・二級建築士   ・木造建築士   ・実務経験8年以上

○(3-3)電気設備担当主任技術者（次のいずれか）

- ・一級建築士   ・二級建築士   ・木造建築士   ○実務経験8年以上

・(3-4)機械設備担当主任技術者（次のいずれか）

- ・一級建築士   ・二級建築士   ・木造建築士   ・実務経験8年以上

・(3-5)法適合性確認技術者

- ・構造設計一級建築士   ・設備設計一級建築士

### 3. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

・基本設計

- ・建築（意匠）基本設計
- ・建築（構造）基本設計
- ・電気設備基本設計
- ・機械設備基本設計（・給排水衛生設備・空調設備）
- ・工事費概算書

- ・富山県公共事業の景観づくり指針チェックシート作成業務（該当の場合）

○実施設計

- ・建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 建築積算業務
- 電気設備実施設計
- 電気設備積算業務
- ・機械設備実施設計（・給排水衛生設備・空調設備）
- ・機械設備積算業務（・給排水衛生設備・空調設備）
- 確認申請書等の関係法令による申請書作成業務
- ・工事概要書作成業務

（２）追加業務

- ・透視図作成〔種類（パース）、判の大きさ（A3）、枚数（1）、額の有無（有）、〕
- ・透視図の写真撮影〔枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- ・模型製作〔縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）、及び材質（ ）、〕
- ・模型の写真撮影〔枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- ・中高層建築物の届出書作成業務
- ・防災計画評定作成業務
- ・省エネルギー関係計算書作成業務
- ・リサイクル計画書作成業務
- 概略工事工程表作成業務
- 工事費概算見積書の作成（令和6年8月30日までに提出すること）
- ・地質調査業務

（３）その他の業務

- ・耐震診断業務
- ・耐震診断評定業務（・コンクリート強度試験 本、・鉄筋研調査 箇所）
- ・耐震補強設計業務
- ・耐震補強設計評定業務（・コンクリート強度試験 本、・鉄筋研調査 箇所）

４．業務の実施

（１）一般事項

- 工事予算額に対応した設計業務を行い、調査職員と十分調整すること。
- ・基本設計業務は、提示された基本計画書、設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 実施設計業務は、提示された基本設計書、設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- 追加業務及びその他の業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

A. 業務着手時

B. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 貸与資料

・貸与資料なし

○下記の資料を貸与する。

金沢医科大学氷見市民病院 施設管理図

(4) 適用基準等

※ [ ] は発行団体とする。

A. 建築工事

|                                        |                               |
|----------------------------------------|-------------------------------|
| ア 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説                   | [(社) 公共建築協会]                  |
| イ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説                | [(財) 建築保全センター]                |
| ウ 建築工事設計図書作成基準及び同解説                    | [(社) 公共建築協会]                  |
| エ 建築C A D図面作成要領(案)                     | [(財) 日本建設情報総合センター、(社) 公共建築協会] |
| オ 敷地調査共通仕様書                            | [(社) 公共建築協会]                  |
| カ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)                   | [(社) 公共建築協会]                  |
| キ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)                 | [(財) 建築保全センター]                |
| ク 建築設計基準及び同解説                          | [(社) 公共建築協会]                  |
| ケ 建築改修設計基準及び同解説                        | [(財) 建築保全センター]                |
| コ 建築構造設計基準及び同解説                        | [(社) 公共建築協会]                  |
| サ 建築鉄骨設計基準及び同解説                        | [(社) 公共建築協会]                  |
| シ 鉄骨設計標準図                              | [(社) 営繕協会]                    |
| ス 冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアル                   | [日本建築センター]                    |
| セ 建築工事標準詳細図                            | [(社) 公共建築協会]                  |
| ソ 擁壁設計標準図                              | [(社) 公共建築協会]                  |
| タ 構内舗装・排水設計基準                          | [(社) 公共建築協会]                  |
| チ 表示・標識標準                              | [(社) 公共建築協会]                  |
| ツ グリーン庁舎基準及び同解説(官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説) | [(社) 公共建築協会]                  |
| テ 施設整備マニュアル(富山県民福祉条例)                  | [富山県]                         |
| ト 富山県公共事業の景観づくり指針                      | [富山県]                         |
| ナ 氷見市の景観づくりに関する基準等                     | [氷見市]                         |
| ニ 安全・安心ガラス設計施工指針                       | [(財) 日本建築防災協会]                |
| ヌ 学校におけるガラスの安全設計指針                     | [(社) 文教施設協会]                  |
| ネ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針及び同解説    | [(財) 日本建築防災協会]                |
| ノ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針及び同解説  | [(財) 日本建築防災協会]                |

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| ハ 屋内運動場等の耐震性能診断基準            | [文部科学省]      |
| ヒ 学校施設の耐震補強マニュアル S 造屋内運動場編   | [文部科学省]      |
| フ 建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿 | [(社) 公共建築協会] |
| ヘ 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領      | [(社) 公共建築協会] |
| ホ 構造計算上の留意事項について             | [富山県]        |

#### B. 建築積算

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ア 公共建築工事積算基準         | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| イ 建築数量積算基準・同解説       | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| ウ 建築工事内訳書標準書式及び同解説   | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| エ 建築工事内訳書作成要領（建築工事編） | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |

#### C. 設備工事

|                                        |                               |
|----------------------------------------|-------------------------------|
| ア 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説                   | [(社) 公共建築協会]                  |
| イ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説                | [(財) 建築保全センター]                |
| ウ 建築設備計画基準                             | [(社) 公共建築協会、(財) 全国建築研修センター]   |
| エ 建築設備設計基準                             | [(社) 公共建築協会、(財) 全国建築研修センター]   |
| オ 建築設備設計図書作成基準及び同解説                    | [(社) 公共建築協会]                  |
| カ 建築CAD図面作成要領（案）                       | [(財) 日本建設情報総合センター、(社) 公共建築協会] |
| キ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）                 | [(社) 公共建築協会]                  |
| ク 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）               | [(社) 公共建築協会]                  |
| ケ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）                 | [(社) 公共建築協会]                  |
| コ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）                 | [(社) 公共建築協会]                  |
| サ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）               | [(社) 公共建築協会]                  |
| シ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）                 | [(社) 公共建築協会]                  |
| ス 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説               | [(社) 公共建築協会]                  |
| セ 建築設備耐震設計・施工指針                        | [日本建築センター]                    |
| ソ 建築設備設計計算書作成の手引き                      | [(社) 公共建築協会、(財) 全国建築研修センター]   |
| タ グリーン庁舎基準及び同解説（官庁施設の環境安全性に関する基準及び同解説） | [(社) 公共建築協会]                  |
| チ 建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿           | [(社) 公共建築協会]                  |
| ツ 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領                | [(社) 公共建築協会]                  |

#### D. 設備積算

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| ア 公共建築工事積算基準           | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| イ 建築設備数量積算基準・同解説       | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| ウ 建築設備工事内訳書標準書式        | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |
| エ 建築設備工事内訳書作成要領（設備工事編） | [(財) 建築コスト管理システム研究所] |

### 5. 成果物

(1) 一般事項

・基本設計

- A. 基本設計図書（基本設計図及び基本設計説明書）
- B. 基本設計説明書の内容
  - 建築計画概要（設計要旨、配置、工法、基礎、構造、仕上げ等）
  - 電気機械設備の計画概要（設計要旨、工法等）
  - 設計経過の説明（設計思想、気候風土・周辺環境に対する配慮等）
  - 工事概算書（建築主体、電気設備、給排水衛生設備、空調設備、外構、解体等）
- C. 基本設計図及び基本設計説明書の大きさはA 3 版とする。
- D. 透視図（鳥瞰、外観、A 3 版）

○実施設計

- A. 設計図、工事内訳書等は原則として建築・電気設備・給排水衛生設備・空調設備・浄化槽設備・外構・解体の工事区分毎に作成する。
- B. 工区分けをする場合は調査職員の指示により作成する。
- C. 工事区分毎に、工事名・図面目次を記入した表紙を作成する。
- D. 特記仕様書は富山県のものとし調査職員の指示により作成する。
- E. 設計原図の大きさはA<sup>2</sup>判とする。

(2) 提出部数等

・基本設計

- A. 基本設計図書 部
- B. その他
  - ・透視図
  - ・模 型
  - ・模型の写真
  - ・電子データ一式

○実施設計

A. 図面等

- 設計原図A 2 判<sup>1</sup>部
- 設計縮小A 3 判<sup>1</sup>部（白焼き）

B. 資料等

- ・構造計算書（計算書 1 式、構造計算ソフトデータ・PDF データ）（建築基準法により必要な計算書）
- 建築工事内訳書（印刷物<sup>1</sup>部、電子データ）
- 設備工事内訳書（印刷物<sup>1</sup>部、電子データ）、金抜き並びに設計数量根拠（見積書、数量表等）

①CADデータ一式

- ・中高層建築物の届出書
- ・防災計画評定
- ・省エネルギー関係計算書
- ・リサイクル計画書
- ・耐震診断報告書（報告書1式PDFデータ含む） 部
- ・耐震診断概要書（報告書1式PDFデータ含む） 部
- ・耐震補強計画報告書（報告書1式PDFデータ含む） 部
- ・耐震補強計画概要書（概要書1式PDFデータ含む） 部
- ・耐震評定書
- ・耐震評定書の写し 部
- ・富山県公共事業の景観づくりチェックシート
- ・県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート
- ・建設副産物処理計画表

C. その他

- ・透視図
- ・模 型
- ・模型の写真

（3）設計数量根拠表及び見積書等の積算資料はA4版とし、一括ファイルにして提出する。

6. 個人情報取扱特記事項

（1）基本的事項

受注者は、業務を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（2）取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（3）秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（4）利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(5) 安全確保の措置

受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 従事者への周知及び監督

A. 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

B. 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(7) 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(8) 資料等の返還及び廃棄

A. 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、業務完了（契約解除を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

B. 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記①の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(10) 指示

発注者は、受注者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(11) 事故報告

受注者は、この個人情報取扱特記事項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(12) 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(13) 名称等の公表

発注者は、受注者がこの個人情報取扱事項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次のAからEまでの

いずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- A. (3)の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- B. (4)の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- C. (5)の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- D. AからCまでに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- E. AからDまでに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

## 7. その他

- (1)受託者は、業務の実施に当たり賠償責任保険に加入していなければならない。
- (2)この設計業務委託での著作権は氷見ふるさとエネルギー株式会社へ譲渡するものとする。
- (3)受託者は、業務完了後において、委託金額 500 万円以上の業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に基づき「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後、(社)公共建築協会に提出するとともに、(社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。
- (4)受託者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受託者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。